

平成 29 年 第 9 回
富山県教育委員会会議録

I 開会及び閉会の日時

平成 29 年 8 月 31 日 (木)

開会午後 1 時 30 分、閉会午後 2 時 27 分

II 場所

教育委員会室

III 出席委員

1 番 米田 猛

2 番 山崎 弘一

3 番 町野 利道

4 番 村上 美也子

5 番 藤重 佳代子

教育長 渋谷 克人

IV 説明出席者

教育次長 山下 康二

教育次長

坪池 宏

教育企画課長 五十里 栄

生涯学習・文化財室長

菊池 政則

教職員課長 廣島 伸一

県立学校課長

本江 孝一

小中学校課長 金谷 真

保健体育課長

秀永 優明

V 傍聴人数 2 人

VI 会議の要旨

午後 1 時 30 分、渋谷教育長が開会を宣する。

1 会議録の承認について

(平成 29 年 8 月 31 日開催の平成 29 年第 8 回富山県教育委員会会議録)

会議録閲覧

渋谷教育長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

2 報告事項

(1) とやま科学オリンピック 2017 の開催結果について

教育企画課長から説明した。

(2) 教員の失職及び採用の無効について

教職員課長から説明した。

(3) 平成 29 年 3 月県内中学校卒業者進路状況調査結果及び平成 29 年 3 月県内高等学校卒業者進路状況調査結果について

県立学校課長から説明した。

(4) 公立小学校の設置及び廃止について

小中学校課長から説明した。

(5) 平成 29 年度全国高等学校総合体育大会等の結果について

保健体育課長から説明した。

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

教育企画課主幹から説明した。

4 議事

○報告事項について

報告事項（1）関係

[町野委員]

- ・当事者は再度免許取るまでは授業を行っていないのか。

[教育長]

- ・はっきり申し上げれば、更新講習を受ければ免許が有効になり、そうすると授業が可能である。そこで、子どもたちへの継続性の問題とご本人の身分があり、例えば臨時的任用職員として採用することは可能であるから、そういう形で現場に混乱がないよう継続的にやっているのが実態である。ただし正規の教員になるためには、もう一度教員採用試験を受け直す必要がある。今年度の試験はもう終了しているため、来年以降、志がある方は再度受けられるという形で対応していくことになると思う。

[町野委員]

- ・そういう方法で、免許が無効になった人がまた教採に受かったら採用されるというシステムでは、永遠に直らないと思う。永遠に直らないものだったら、新聞に大きく出してまで問題として扱う必要があるのか。例えば、我々メーカーの場合は、どんどん品質保証が難しくなってきて、ある機械を作業するのに資格が必要になる。例えば、機械が数百種類あって、それぞれの機種の操作をしていいのかどうかをそれはいわゆる教育や基本的資格等を掛け合わせたもので判断し、品質保証している。お客様に対してそのように保証しているから厳格なものである。誰がどのような資格を持っているかということについては、全部コンピュータで管理されていて、しかも作業員が入る時に作業台の前に立ってボタンを押し、入力画面に自分の番号を入れると、あなたは作業してよい、練習した後であれば作業をしてよい、作業してはいけないという3つの判定でヒューマンエラーを止めている。制度ミスが重い問題なのかどうか判断できれば良いとは思うが、ちょっと難しいのか。厳密にするのであれば、きちんとシステムを作らないと再発防止はまず絶対できないと思う。

[教育長]

- ・担当課長からも申し上げたとおり、そのシステムを作っている途中経過で教員の失職及び採用の無効について発覚したということ。もう一つ、ヒューマンエラーはそのシステムだけではどうにもならない部分がある。これまで現職教員に対しては2年間、2回ずつ計4回、警告を発しているのだが、思い込みが生じ、その辺のところは現場任せにしていた部分があるので、今後そのチェックを一括管理していく。

[町野委員]

- ・一括にしても防げない。これは防げないことを承知ですっとやっていくことになる。

[教育長]

- ・防ぐように努めていきたいと思う。

[米田委員]

- ・今回のニュースを聞いて、私自身も教員なので非常にショックを受けた。授業等の効果を見れば、ごく普通に真面目に授業をなさっていた方である。確かに、免許管理は個人の問題ではあるが、ある日突然、あなたは資格がないということで失職するということは、収入の問題も生じる。一番長い方は平成24年3月末日に失効している。そうすると、そこから5年程の間の給与についてはどうなるのか。非常にショックで由々しき事態であると思う。私がもし何かの理由で失職だと言われるととんでもないことで、どうしてこういうことが起こるのか。この免許更新制度が始まった時に、更新講習等の制度の複雑さが色々言われたが、特に新免許状には期限が書かれているが、旧免許状については期限が書かれてないことが問題である。そうすると現場教員が制度をきちんと理解して、自分は更新講習を受ける対象になっているかどうか分かっているかというと、そうでもないと思う。教員の失職及び採用の無効については、収入の問題と復職の問題、再試験を受けないといけないということだったが、その人の人生に関わるものである。その辺の問題はどうなのか。

〔教職員課長〕

- ・復職に関しては、国会で議決された制度であり、法に基づくものだということが大前提だろうと考えている。一方で給与の問題だが、地方公務員法上の失職者に対する取扱いが、昭和時代の行政実例ということで総務省、旧自治省の方から示されている。その中で、基本的に失職者が行った行為については有効であり、あとは処遇の面だが、給与については提供した労働がある、提供した労働があるので給与の返還は求めないということが原則になっている。今回、私どもも行政実例をもって、これについては現総務省、文科省にも確認をとった上で、そういった措置をしていくと考えている。

〔米田委員〕

- ・だが復職については試験を受け直す必要がある。そうすると現在は失職しているから他の仕事をしているかもしれないが。少なくとも教員としては仕事をしていない。

〔教職員課長〕

- ・正規の富山県公立学校教員ではない。

〔米田委員〕

- ・いわゆる正規採用ではない。

〔教育長〕

- ・そういう形で身分保障をしてあげないと、おっしゃるように生活上の問題があるので。それとやっぱり、現場の方で義務教育課程の先生もおられるので、いきなり先生が変わるというのは子どもたちにとっても影響が大きいので、そういったことも各現場で相談しながらやっている。

〔米田委員〕

- ・法は教員をいろんな意味で守る制度であると考えているが、いずれにしてもちゃんとやっていけば守られるわけで、今回の失職 6 名というのはかなり大量で、そういう例をあまり知らないが、採用時、願書に更新講習を受けたかどうか書く欄はなかったか。免許授与年月日が書いてあるだけだったか。

〔教職員課長〕

- ・願書というよりも、まず募集の時点では採用される時点で免許状が有効であることが要件として書いてある。当然、大多数が新卒の方ということになるので、基本的に免許状は取得見込みということで、そういう方をまずは確認するために、例年 3 月 27 日に卒業証明書、教員免許状の発行を証するものを確認させていただいている。そうした中に、旧免許状を持った方がおられる。そういう方々については実際に免許状を持っているので、それを持ってこられて、現場の方がチェックするものだが、今回の事案については次のステップであり、更新講習期限の見落とし、看過というところである。チェック作業を一人でやっていたことでこういったことが起こったのでは、ということで、誰かフリーの者を一人つくって、そこだけは集中してチェックするなり、肝の部分を抜かないような体制というものを私どもとしても勉強していかなくてはならない部分があり、考えていこうと思っている。

〔米田委員〕

- ・年 2 回、学校ごとに更新対象者を確認するということで、校長も分かっていたのではないか。

〔教職員課長〕

- ・それについては事案 1 の話になると思うが、平成 21 年度から更新講習制度が始まって、45 歳とか 55 歳とか、そういう方が対象となる。今私どもで持っているシステムでは、発行した免許はどうだという状況は分かるが、誰がどういった免許を持っているか分からない。あなたは今度免許更新時期が来るというようなことがシステム上はできないことを前提の上で、学校側に対して、この生年月日の方々は今年、旧免許状の更新講習の該当年度であり、これを先生に確認してくださいというようなお願いを年 2 回している。校長先生を通じて教頭先生がしておられることが多いが、教頭先生から学校に所属している該当者に対して、更新講習を受けなければならない年齢だという確認をしていただいているという中で、今回ることは資料に書いたように別種の免許を取得されていたというようなことでの制度の認識誤りというようなことが生じた。事案 1 の①は新免許状であり、有効期限がしっかり書いてあったのを見過ごした。先程申し上げたように注意喚起は旧免許状を持っている教員に対するものであるため、事案 1 の①のほうは想定し

ていなかったものもある。事案1の①と②③は事象は違うものではあるが、結果として更新講習が受けられなかつたというものである。

〔米田委員〕

- ・免許状の回復はもちろんできるが、そのことよりも職を失うとか、収入の問題とか、生活に関わってくるので重大な問題だと思っている。おっしゃる通り、個人の管理であるというのはその通りだが、教員免許状を、例えば運転免許証のように定期的に見るかというと、一回もらつたらどこかに大事にしまつてはいる。その期限を忘れる方が悪いと言われるとその通りだが、そこは県教委というよりも現場で何度も注意喚起をする必要があると思う。皆さん真面目にされている方だと思うので、なんとか良い方法を考え、こういうことが二度と起こらないようにしていただきたい。

〔村上委員〕

- ・システム構築中に発覚したとのことだったが、システムを構築しなかつたら分からなかつたかもしれない。システムはもうすぐ出来るのか。

〔教職員課長〕

- ・10月完成を目標に作業を進めていた中で分かったと。こういう表現が正しいかどうか分からないが、10月になれば分かっていたことかなというようにも感じる。その作業については、疑惑が生じたので、前倒しにしたというような状況である。

〔山崎委員〕

- ・元々この免許更新制度は決して不適格教諭を排除するためにやっているのではなく、常に新しい教育関係の知識とかを身に付けて改めて誇りをもって自信を持って教壇に立てるようにすることを目指して作られたものである。ただ、この制度が出来て、旧免許と新免許の問題、特に旧免許については期限が書かれているわけではないので、更新時期が来てもつい忘れてしまい、失効してしまったということが全国にたくさんあると聞いているのだが。そうしたことから県内でもシステムを作つて対応できるようにしようとしているのだと思うが、そのシステムがしっかりと作られて、こういう事態が起こらないようにしなければならない。

〔藤重委員〕

- ・今度、新しいシステムになったら、例えば自動車免許のように携帯できるような、例えばどこかに入れられるようなサイズで有効期限や更新日だと明記するような工夫はされているのか。

〔教職員課長〕

- ・そういう形にはならないが、私どものほうで、教員単位で、この教員の免許状況はどうなつてゐるかというのが個別把握できるようになる。現状では、例えば発行した免許ごとに一つひとつずつ並んでいるだけで名寄せが出来ていないというイメージである。併せて、姓が変わると全く対応できないような状況。そのためにデータを整理し作り直している。今後はデータを着実に入れていけば、こういったことは起こらないというようなシステムであろうと考えている。

〔町野委員〕

- ・そういう意味ではコンピュータで管理されていくから、この後はこういった問題は起きないということになるのか。

〔教育長〕

- ・これまで個人管理が基本であるという原則に従つてお手伝いはしていたが、教育委員会側で管理していかなかつた。今度、システムが出来ればリストティングが出来るので、こちらで管理可能である。ご本人も意識を高めてやつていく中で、警告をより間違ひなく出来るというシステムになっていくかと思う。

〔町野委員〕

- ・今までよりも良くしようということで、社会、親、子どもたちに現在保証しているものよりも少しレベルを上げて魅力的なものにしていく。何年か経つと、それが保証品質になる。魅力的品質が当たり前品質に変わっていくわけで、そういうことは気を付けていかなくてはならない。終身の免許だったものが、今山崎委員がおっしゃつたように先生のレベルを保証しようということでプラスαでやつたことが当たり前

になっている。5年なり10年なりすると当たり前の品質になって、保証という責任を追及されることになる。保証していないことを保証していくことにだんだん時間を取っていかなければいけなくなるから、その辺を念頭において、いろんなことをやっていかないと。

[山崎委員]

- ・この事例で一点分からないのが、事案1の①の人。これは新免許状の所有者なのか。新免許状だとすると有効期限が書かれているはず。資格取得は大学卒業時にすぐ取得しているはずだが、3年後に申請して免許状を取ったということか。そうだとしても、免許状を取った時点で有効期限が書いてあるはずだが。気が付かなかつたということか。

[教育長]

- ・これをもってヒューマンエラーが起こるのである。取得してから申請し、免許状をもらってから10年と思ってしまうから、そこを見ない。逆に言うと事案2の方々が、この制度の中ではある意味一番可哀想な人たち。現職の教員でなく民間で働いていた方が転職されて教員になられるわけだが、民間の時代には免許に関してはほぼケアがないと思われる。その中で自動的に失効していく形を取るので、一生懸命新しい免許を取ったとしても旧免許に引っ張られていく。現場の方については私たちでリストティングできるが、民間から転職する方たちが気の毒な形になる。ただ3月27日時点でチェックしたときに、残念だがあなたの免許は失効しているという形で4月1日の採用はないという警告をせざるを得ない。これはずっと続いている話である。

[山崎委員]

- ・免許を取っていても民間にずっといて、教員にはならなかつた人、そういったペーパーティーチャーというような方は放っておく、確かにそういう対応ではなかつたかと思うが。

[教職員課長]

- ・現職の教員の方をメインに考えた法律の構成になっている。それは否めない事実である。復活されたい方はまずその意思を表明しなさい、それで更新講習を受講しなさいという、それも法附則で書いてあるようなものである。卒業し免許を取得したが教員になつてない方もたくさんおられるという事実もあるので。

[米田委員]

- ・3月末の採用間際になって、あなたは採用できないと言われると大ショックである。頑張って採用試験を通ったのに。採用通知を出すときに確認しないといけない。

[教職員課長]

- ・まずは採用通知を出す時点でのお知らせと、実際には合格発表時点で合格者に対して今の制度を徹底することもやらなくてはいけないことかと。更新講習を受けるには、先程申し上げたとおり、教員になるという前提がないと受けられないということになるので、合格されたということであればしっかりケアしていくなければならない。残念ながら合格されなくて民間におられると、また更新講習を受けられないということを考えられるので、その辺は合格というのが一つのフラッグが立つところかなと思う。

[教育長]

- ・少し対応を考えていきたいと思う。それでも十分間に合うから。いろんなアプローチがあるが一番早いのはeラーニングであり、それで検証できる。

報告事項（3）関係

[山崎委員]

- ・中卒者の高校進学率は99.3%でほとんど100%である。これをもって全国第何位だということはあえて言わなくてもいいような気がする。高卒者の大学進学率については、近年ほぼ同じような率が大学へ行っているということだが、何年か前に新幹線が開通したら関東方面が非常に増えて関西方面が少なくなるのではないか、ましてや県内の大学に行く者は減るのではないかと言われたが、そんなことはなく、むしろ県内大学の方が増えたような感じがする。

〔教育長〕

- ・県立学校課長が胸を張って言ったが、やはり進路決定率である。行き先がきちんと決まっている子どもたちを育てようということで進路指導については一生懸命やってらっしゃるので、順位は毎年変わるが高レベルであるということが学校にとっては非常に張り合いのある数字になっているのではないかと思う。

〔藤重委員〕

- ・近年、外国人労働者の方がまた増え始めているということを聞いており、当然その方々の親御さんに連れられて小中学校に外国籍の方々が結構入ってきてると思うが、中学校の卒業生の中で高校に日本語レベルでもそうだが、なかなか追いつけなくて高校に進学できなかった方々というものについての動向というか、例えば定時制に入られる方が多いとか、通信制に入られる方が多いとか、就職されている方が多いとかいうような調査は行っているのか。

〔県立学校課長〕

- ・手元にはないが、高校に入っている生徒の中で、そういった言葉に対する特別な支援が必要である生徒が何人いるかという調査は年1回行っている。

〔教育長〕

- ・今のご質問の趣旨は、中学校を卒業した後の進路として県立に入ったり、市立、私立に入ったり、あとは定時制に入ったりという、そういった進路についてのフォローアップはしているかということか。

〔藤重委員〕

- ・そうである。

〔小中学校課長〕

- ・中学校卒業時点でのそういった子どもたちの行き先についての調査はしていない。

〔教育長〕

- ・小中学校でもしていない。今説明があったが、あれは確かに受験の時にも配慮している。日本語が堪能でないお子さんもおられるので、そのところはハンディを負わないような形で配慮はしている。それをもつすぐ入れるということでは必ずしもないで、まずは親御さんのご理解を得なくてはならないというのが最大のポイントだという風に市町村教育委員会から聞いている。

報告事項（4）関係

〔山崎委員〕

- ・小学校の統合・廃止について、魚津市で小学校が統合し、新設の小学校が設置され、再編校という形になるのだと思うが、これまで4つの小学校に分かれて通っていた子どもたちが1ヶ所に通うことになるということで通学の便が大変悪くなるような気がする。とは言いながら、子どもの数が非常に減ってきてるわけであり、高校でいうなら中卒者の数がどんどん減っていく中で、今まで1万人、来年度は1万を大きく割ると聞いているが。多分その時色々見せてもらった表によると、小学生で言うと5、6年生が9000台で、4年生以下になると9000も割っているのではないかと思う。1年生になると8000ちょっとくらいだったと思う。これは県全体のことだが、市町村における子どもの減少は大きいものと思う。

〔町野委員〕

- ・今朝の新聞に今度の1年生が7000人台と書いてあった。

〔山崎委員〕

- ・子どもの数の減少に合わせて、市町村においては、小学校の再編廃合を行われざるを得ない状況にあるのだと思う。

〔教育長〕

- ・結局は3年なり、9年なり前倒しで少子化が現場に影響を及ぼしているため、小学校の統合の方が早い。次に中学校が来て、今私たちが取り組んでいる高校の再編だが、平成20年代はほとんど減らず、25年～29年はいずれも卒業生は1万1百人前後をキープしていたが、平成30年度は始めて1万人を切る。それとご質問があつたが、小中学校は義務教育であり、地理的に子どもたちはここに行かざるを得ないので、

スクールバスで確保してあげている例が多い。国の方では2つの支援をしており、1つはスクールバスとか通学上の色々な支援措置をする場合の補助金制度を持っていて、そういうものを魚津市は活用してらっしゃる。もう1つ、このように4校集まると子どもたちにとっても環境が変わるので、いわゆる見守りが必要。そのため先生の加員配置という措置も用意し、適用している。

〔町野委員〕

- ・うちの近くでも全校生徒が100人を切っている小学校がどんどん増えている。100人いないと運動会をやっても全然盛り上がらないというか、やはり全校行事をやっても100人ではなかなか難しいと思って見ている。もちろん市町村は分かってやっているのだろうが、やはり大変なことである。

〔教育長〕

- ・ちなみに法律で定まっている小学校の標準の学級数は、確か6学年で12~18である。すると1学年に換算すると2学級が望ましい。そういうスタイルをとっている。

〔町野委員〕

- ・2学級だったら、35人学級としても420人ということか。

〔村上委員〕

- ・あまり小さい子はそんなに遠くまで行けないから、全校生徒が100人を切っている小学校でも残っているのだと思うが。

〔町野委員〕

- ・そう考えているが、それと人数の少ないことによるデメリットをどう考えるかが難しい。

〔教育長〕

- ・魚津市のこと申し上げているのではないが、小学校の統合の場合にはまず親御さんが立ち上がるるそであり、子どもの環境を考えられて親御さんの意見が強く反映されている例が多いように思う。

午後2時27分、議事が終了したので教育長が閉会を宣した。